

NPO法人患者の権利オンブズマン

0101号苦情調査申立事件

申立人：

相手方病院：

担当医師： (以下「A医師」という)

調査報告書

2001年9月10日

特定非営利活動法人患者の権利オンブズマン

理事長 池永満

目次

- 1) 苦情調査の申立
- 2) 苦情の内容
- 3) 調査経過とその内容
- 4) 苦情に対する判断
- 5) 私達の結論と相手方病院に対する勧告

1) 苦情調査の申立

- ① 苦情の発生：申立人(女性、26歳)は2001年3月1日妊娠の確認のため相手方病院産婦人科(福岡市所在)を初めて受診したところ、担当したA医師から不当な言動や不適切な質問を受け、診察中においても不当な取扱いを受けたと感じ、強い苦情を抱いた。
- ② 相手方病院への申し入れ：申立人は帰宅後、A医師の言動内容をメモすると共に、翌日相手方病院に電話して事務長に苦情の内容を説明し、謝罪を求めたが、病院はこれに応じなかった。
- ③ 患者の権利オンブズマンにおける相談支援：申立人はその後、患者の権利オンブズマンに苦情相談を申し込み、3月21日以後、数回の面談相談等を受けた後、4月16日に市民相談員の同行支援を受けて、相手方病院におもむき、相手方医師らとの話し合いをもった。
- ④ 苦情調査の申立：前記同行支援による話し合いと、その後の文書によ

る説明内容に申立人は納得できず、不当な言動の有無に関する認識の相違も解消していないため、苦情が解決していないとして、2001年5月15日、患者の権利オンブズマン・オンブズマン会議に対し苦情調査が申し立てられた。

2) 苦情の内容

- (1) 申立人の診療にあたったA医師は、診察中に次のような侮辱的で品位を欠く言動をした。
 - ・(性生活に関して、性交渉のあった日にちを詳細に質問し、夫にも聞いて調べてくるよう指示するとともに)「いつ結婚したの、最近」「じゃ一新婚、すぐ赤ちゃんほしいと思ってたの、思ってないでしょう、でもやりまくってできたわけ」「新婚だから毎日毎晩やってたかもしれないけど」「やった日とやってない日を調べてきてよ」「こっちで予定日や妊娠した日を決めてもいいけど、やってない日だったら旦那さんにあやしまれるでしょう」等と言った。
- (2) 妊娠週数の診察に関し、事前説明なしに経腔エコー検査を始め、その際、不当な取扱いと、不正確な診断、不適切な言動がなされた。
 - ・内診中、医師が「見える。見える」というので「何が見えるのですか」と尋ねたら、いきなりカーテンをあけられ、カーテンを隔てて向こう側にあるモニター画面を示されたが、他の人の姿も見えて恥ずかしい思いがした。下半身にタオル等をかけるような心配りもしてくれなかつた。
 - ・自分では妊娠3ヶ月程度と思っていたが、今何ヶ月位でしょうかと聞くと(エコー検査による胎児の)「大きさでいうと10週か、11週だから5ヶ月」(というので、エッ、5ヶ月ですかと問い合わせると)「4ヶ月後半か、もうすぐ5ヶ月。診察にくるのが遅いんだよね、何してたの」と言われた。
- (3) トキソプラズマ抗体検査を申出たのに対して、次のような言動をされショックを受けた。
 - ・「検査しても無駄、飼い犬を殺せるか」「あなたがトキソプラズマ抗体を持ってなかつたら、目の前で犬殺すの」「それとも、どっか山にでも捨てにいくの」「旦那さんの両親にあげる、でも捨てるかもね」「それくらいの覚悟があつて言ってるの」「いつ感染するか分からぬでしよう。そんな意味のない検査したいの。したいならすればいいけど保険きかないし、高いけどね」「2~3万円かかる」などと言われ、「どうやって感染するのか」という自分の質問に対しては「接触感染じゃないの。知らない、専門じゃないから」と述べた。

3) 調査経過とその内容

(1) 調査経過

- ・ 2001年6月3日、オンブズマン会議において調査開始を決定し3名のオンブズマン会議メンバーによる調査小委員会を設置した。調査小委員会は直ちに記録を検討したうえ調査方針を確認した。
- ・ 6月22日、調査小委員会が申立人から事情聴取
- ・ 6月24日、調査小委員会において産婦人科専門医から妊娠診断の方法等につきレクチャーを受けた。
- ・ 7月9日、調査小委員会が相手方病院から事情聴取（病院関係者は、A医師、産婦人科部長、病院事務長、外来看護婦2名の計5名）
- ・ 7月28日、調査小委員会を開催し調査報告書の取りまとめを検討。その後オンブズマン会議に提出。
- ・ 8月5日、オンブズマン会議において調査小委員会から提出された調査報告書を審議しこれを承認。オンブズマン会議における議論を付加した最終報告書の作成を常任運営委員会に委託。
- ・ 9月2日、オンブズマン会議常任運営委員会において、オンブズマン会議としての最終報告書の内容について協議。起案後、持ち回りオンブズマン会議により承認。
- ・ 9月10日、オンブズマン会議の最終報告書を、両当事者に通知して執行。

(2) 申立人の苦情に対する相手方病院の弁明等

① A 医師の弁明

- ・ 「やりまくってできてしまったわけ」などのセクハラ的言葉は一切使っていない。
- ・ 「結婚はいつですか」ということは聞いた。妊娠は最終月経から数えると12週と考えられた。
- ・ 申立人の場合、妊娠週数について経臍エコー検査結果と最終月経からの算定に差があり、正確な妊娠週数を確定するために性生活のことを詳しく聞いた。懷妊は2000年12月後半から2001年1月前半と推定されたので、この間のことを詳しく尋ね、帰りには「ご主人にも聞いてください」と言った。週数を確定するためには再度の診察が必要であったので、その旨も伝えた。
- ・ 医師として、出産予定日の正確な確定が必要であると考えるし、そのための一つの方法として性交渉のあった日が判明すると診断が正確になると考えて質問した。

- ・「内診をしましょう」と言って隣室の内診台の方へ移動してもらった。経膣プローブを差し入れるときは、マニュアル通りに「今から経膣検診で子宮の赤ちゃんを見ますよ」という。タオル毛布等下半身を覆うものは掛けていない。
 - ・モニターが医師側にあり、患者の下腹部と上半身の間をカーテンで隔てているので、カーテンをあけないと患者からはモニターが見えない。確かにカーテンを開けたら患者の視線を遮るものもなく、主治医以外の病院関係者等が患者から見え、また他の医師・看護婦も診察の状況が目に入ることがあり得る診察室の構造になっていることは、説明していなかった。
 - ・経膣エコーの結果はCRL(頭尾長)35ミリで10~11週であった。当病院の機器ではBPD(前額幅)は計測できず、データの読み間違いはない。申立人にも、エコー検査の結果では妊娠10~11週である旨告知している。なお近時は、妊娠については週数で表現するので「何ヶ月ですか」と問われるととっさに言葉がでにくいこともある。
 - ・経膣エコーでは、8週以内であれば、胎児に個体差がなく、正確に週数が確定できる。申立人の場合、最終月経からの算定では12週であり、エコー検査と1~2週の差がある。正確な妊娠週数の算定は出産管理上きわめて重要である。最近は通常5~7週で受診される人が多く、申立人の場合エコー検査の結果では10~11週であり、そういう意味で受診が遅かったと思う。
 - ・「犬を殺せるか」などの過激な言葉は一切使っていないが、犬の分離ができないなら検査は無意味であるという趣旨の発言はした。
 - ・私は持論として、自分の飼犬の飼育の仕方を変ることができない場合はトキソプラズマの抗体検査はしない方がよいと考えている。理由はトキソプラズマは犬から感染する事はほとんどない。しかし検査して抗体が陰性であると、妊婦や周囲の人が今後感染するのではないかと不安になり、不必要的犬との分離がされた経験がある。
- 従前、検査を申出たほとんどの患者が私の説明を納得し、申立人も納得したと思った。
- ・「検査する場合は私費」と告げた。その費用について2~3万円と言うようなことはあり得ない。私はその時点で正確な費用は知らなかつたが血液検査だけであり、数千円で済む検査であることは常識でわかっている。2~3千円の聞き違いではないか。ちなみに、後で調べたところ、当病院での検査費用は2,980円である。

② 産婦人科部長、看護婦、事務長等の弁明

- ・A 医師は言葉使いが丁寧な人で、乱暴な事は言わない人柄である。
- ・看護婦はいろいろ仕事はしつつも医師の手順に応じてすぐに対応できるように、常時患者の言葉も聞こえ見えるところにいる。申立人の苦情内容のような言葉は聞いていない（看護婦）。
- ・医師が「見える、見える」と言うと、申立人が「何が見えるのですか」と尋ねたので、「画面の赤ちゃん見られますか」といって、A 医師ではなく私（看護婦）がカーテンを開いた。
- ・申立人は（オンブズマンの市民相談員が同席して話し合いの際）「カーテンは A 医師が開けた、開ける医師の手を見た」と強く主張されたが医師があけることはしないし、プローブとモニター操作をしているので実際上医師がカーテンを開くことは難しい（産婦人科部長の説明）。
- ・問診を始めたら申立人から、直にトキソプラズマ抗体検査の申出がありその問題についてのやりとりにはかなりの時間がかかり、私（看護婦）も聞いていた。

③ 調査委員との質疑応答等

- ・調査委員から、産婦人科部長に対し、このように性交渉のあった日を詳しく確定する必要があるのかと質問すると「自分の経験ではそのような妊娠週数にギャップのある人はいなかったので、性交渉の日は尋ねていない」という答えであった。
- ・A 医師は、自分は専門が不妊治療であり、不妊治療の場合は懷妊するよう性関係を持つ日のみか時間まで指導する場合もあるとの説明をし、加えて（自分は）「ご懷妊おめでとう」という趣旨の言葉は直接患者には言わない。いろいろな事情の方もあること、健康な赤ちゃんが出産できるかどうかはっきりしない時期に言うことではないと思っている。しかし「産みたくないでしょう」などというニュアンスの言葉も言わないと述べた。
- ・なお調査委員が、相手方病院の診察室を見学したところ、主治医の後方（患者の視線が向く方向、通常はカーテンで視線が遮断されている）は、別の内診室で診察するなどのために、他の医師や看護婦が通ることができる構造になっているが、比較的狭く、内診中は人の行き来もままならない程度の広さであること、主治医の後方の窓は摺ガラスで開放的ではないことが確認された。
- ・また相手方病院は、申立人からの本件苦情を受けた後、今後患者が不快な思いをしないようにする対策として、経腔エコーの検査状況は、カーテン

テントを開けなくても患者がモニターを見ることができるように、患者の側にもモニター画面を設置するよう準備中とのことであった。

4) 苦情に対する判断

(1) 当事者間において争いのない事実

- ・ 2001年3月1日の午前中、申立人が妊娠確認のため相手方病院産婦人科を受診し、A医師が診察したこと。診察の際、犬を飼っているのでトキソプラズマに感染しているかどうかも検査してほしいと申出したこと
 - ・ 診察は、問診票記入、A医師による問診、内診、内診後の説明の順に行われ、その際A医師は、申立人に対して、
 - ① 結婚月日・性交渉の日・回数を詳細に質問したうえ「新婚だったから性交渉のあった日が多かったと言うことですね」という趣旨の発言をしたこと
 - ② 次回診察日までに受胎可能な期間中の性交渉の有無を詳しく調べてくるように言ったこと
 - ・ 内診の時、カーテンで患者自身の目からは遮断されている医師側の診察室の構造は、患者の下半身や診察状況が、その場を通る他の医師や看護婦にも見える部屋の構造になっていること。カーテンを開くと患者自身からも他の医師や看護婦の姿が目に入ることがあること。これらの点について事前に申立人には全く説明がないまま、患者に内診状況が写されているモニターを見せるためにカーテンが開かれたこと。診察時、患者の下半身を覆う物はないこと。
 - ・ トキソプラズマ抗体検査と飼犬の事について、かなりの時間やりとりがあったこと。少なくとも、A医師は、申立人に対して、
 - ① 検査の結果が陰性の場合、申立人が犬を隔離できないのであれば検査はしないほうがよい趣旨の発言をしたこと
 - ② (感染ルート等の質問に対して) 「接触感染であるが、自分は専門ではないのでどの位の確率なのかは分からぬ」という趣旨の発言をしたこと
 - ③ 検査をするとすれば、保険適用はなく私費であると告げたこと
 - ・ 申立人は、受診の翌日に病院に電話して抗議しており、その後は同病院の診察を受けていないこと
- (2) 判断の上で参考となる専門医の意見
- ① 他の産婦人科医師における妊娠週数診断の方法など
- i 性交渉日の特定の必要性：通常、妊娠している人には質問しない。精子は1週間くらいは生きているので、受精日は性交日から必ずしも

特定できない。

- ii 妊娠週数の算定：2つの方法がある。1つは最終月経から推定し、他は超音波診断により、胎児の大きさで決定する。頭尾長（CRL）、前額幅（BPD）、大腿骨長等の測定値からきめることができる。
2つの方法で得られた週数の差が1週間以上で一致しない場合、1～2週間後に再度エコー検査を行い、週数を決める。
- iii 超音波診断の方法：腹部エコーと経腔プローブの方法があるが、設備費用の関係で経腔プローブの方法が多い。
- iv 妊娠週数の正確な決定の必要性：出産予定日を過ぎての出産は様々な危険を伴うので、必ず正確な週数の算定をする事になっている。

② A 医師の診断に対する申立人の苦情に関する意見

- i （エコー検査で10～11週といいつつ、4ヶ月後半、もうすぐ5ヶ月と言われたとの苦情について）エコー検査時の機械操作において、CRLとBPDをみあやまりかねないことがある。CRLでの10～11週と、BPDでの15～16週が同じ値であり、間違いかねない。
- ii トキソプラズマ抗体検査について：トキソプラズマは、生肉に寄生する原虫で、妊娠中に感染すると胎児の脳、網膜に障害を起こすと言われている。犬からは感染しない。日本では猫からの感染例もほとんどないのではないかと思う。検査は血液検査で簡単にできる。

③ 事実認識に関する争点に関する評価

- i 申立人と相手方病院における事実認識に関する主たる争点は、前記2) 「苦情の内容」の(1)に記載された侮辱的で品位を欠く発言や、(3)に主張されている「犬を殺せるか」などの暴言が、実際になされたか否かという点である。

A 医師はこれを強く否定し、当日の診察に立ち会った看護婦もそうした発言は聞いてないという。

しかしながら、申立人が A 医師の言動として訴える内容は、言葉の内容や表現方法自体において独特のリアリティがあり、申立人が空に作り出していえるようなものとは思われない。

加えて、申立人は、A 医師の診察を受けたその日に、つまり一般的には記憶が極めて鮮明なときに A 医師の言動内容を詳細なメモとして記録しており、翌日以降、相手方病院に対し記録した A 医師の言動内容を主たる苦情として伝えたうえで、説明と謝罪を求めており、申立人が訴えた A 医師の「言動」の内容は、この間の患者の権利オンブ

ズマンによる相談支援事業において、市民相談員や法律専門相談員に伝えられた内容の要点をその都度記録している「相談記録」や「支援記録」の記載とも一致しており、申立人が再現する A 医師の「言動」は表現方法の細部に至るまで一貫している。

さらに、申立人の相手方病院での診察は初診であり、申立人と A 医師との間には従前何らの人間関係も存在していなかったこと、申立人は本件受診後、他院に転じて何らのトラブルもなく出産に向けた診察を継続していること、A 医師自身も、その表現方法はともかくとして

「新婚だったから性交渉のあった日は多かったということですね」という趣旨の発言、及び「犬の分離ができないならトキソプラズマの検査は無意味である」という趣旨の発言をしたことを自認しているところである。

以上のような状況に照らせば、直接 A 医師と申立人の会話を録音したテープ等がない為、申立人が訴えるとおりの A 医師の「言動」が存在したと断定することは出来ないものの、A 医師が申立人が訴えるような言動、或いは類似の言動を行った可能性は高いものと評価せざるを得ない。

仮に、その表現内容に実際の言動と多少の齟齬があったとしても、少なくとも初めて会った医師から、突然このような言動を浴びせられた申立人において、大きな戸惑いをこえて耐え難い侮辱感を抱かせられたであろうことは想像に難くなく、こうした行為は単に市民としての礼儀を欠くというにとどまらず、対等な人間関係のもとでは到底は認できない、患者の人格と尊厳を傷つけるものである。

ii 妊娠週数の診断および性生活に関する質問等について

なお、前述のごとき「言動」の存否は別として、A 医師が行った診察行為を不適切とする申立人の苦情に関して、次に検討する。

一般的に妊娠週数の確定が出産管理上大切であるということは他の専門家の参考意見もこれを肯定している。しかしながら、妊娠週数の確定は急を要するものではなく、最終月経からの判断とエコー検査の判断結果に食違いがあったとしても、1～2 週間後の再診において判断し決定すれば足るものとするのが、専門家の大方の意見である。

従って、初診日で、かつ、妊娠の確認を主訴として受診している患者に対して、妊娠週数を確定するために最もプライバシーに関わる性交渉のあった日や回数を具体的に特定するような質問を繰り返すことは、医療上の必要性も存しない不適切な診療といわざるを得ない。

仮に診療を担当する医師において、患者のプライバシーに関わる情報を取得することが、当該患者の当面の医療措置を検討する上で必要不可欠であると判断する場合においては、まずその必要性について説明した上で、患者自身の同意のもとに質問を行うことが重要である。

従って、A 医師の診察方法は、患者のプライバシー権に対する配慮を欠くものと評価せざるを得ない。

iii 内診の方法について

相手方病院においては、通常においても本件申立人に対する同様の方法において内診をしていると説明する。もしそうであれば、少なくとも器具（プローブ）を体内（臍）に挿入して行うエコー検査等について経験がないと思われる初診の患者に対しては、その検査方法や目的に関する説明を行い、同意を得た上で行われるべきものであり、検査方法等に関する具体的な説明もないままに検査に着手するのはインフォームド・コンセント原則に照らしても不適切というほかない。

仮に、その点の説明が事前になされていれば、「見える。見える」という A 医師の発言に対して「何が見えるのですか」と申立人が聞くこともなく、予期しない形でカーテンがあけられ恥ずかしさを覚えることもなかつたであろう。

さらに、妊婦の内診などにおいては、一方において、當時、看護婦が主治医とともに患者の側に控えて診察に立ち会い、他方において、直接当該患者の診療に関わらない他の医療従事者を含む第3者の目にさらさないよう、患者のプライバシーや羞恥心などに十分配慮することが必要であること言うまでもない。

iv トキソプラズマ抗体検査の申出に対する対応について

自らの妊娠を喜ぶと共に、犬からの感染などを心配して検査を申出した申立人に対して、専門家でないことを自認しながら「犬を隔離できないなら検査は無意味である」など、犬からの感染の危険性はないと言われているトキソプラズマの抗体検査に関する独自の見解を押し付けて、患者の検査希望を拒否したものであり、申立人に不快感、不信感を抱かせた不適切な診療態度と言うほかない。

v 総合判断

患者が、人間として尊厳をもって取り扱われることは、WHO(世界保健機関) 宣言などを引用するまでもなく、患者の権利尊重の基本である。

本件申立人の相手方病院とA 医師に対する苦情の内容は、まさに個

人の尊厳に関わる内容であり、深刻な人権侵害を構成するものと言わざるを得ないものである。

にもかかわらず、相手方病院の関係者においては、前記「A 医師の言動」の存否に関する事実認識に相違があることを前提としても、申立人が抱いた侮辱感や不快感などに全く気がついておらず、逆に患者の権利オンブズマンの市民相談員が同行支援した際にも「今まで、このような苦情を言われたことがない」として、申立人が他の患者に比して特異な反応をしているかのごとき対応が示されており、本件苦情が患者の人格権にかかる深刻なものであるとの受け止め方はされていない。

とりわけ、A 医師は不妊治療を専門とされ、その分野では高い実績を評価されているとのことであり、不妊治療では性交渉の日時まで指導することもあるという臨床経験のなかで、性交渉にかかる質問などを患者に行うことに特別な違和感を持っていないものと推測される。

しかし、本件申立人は不妊治療を希望して受診した患者ではない。通常の妊娠確認診断では、患者は医師からそこまで立ちいって質問されることは予期しておらず、必要以上に感情を乱され、医師への不快感を抱いてしまうことにもなる。

診療関係において、医療従事者が患者個人の情報にアクセスしうるのは、診療関係に必要な場合だけであって、かつその必要性が事前に説明され患者の同意のもとに行われる必要があり、自分自身の関心に則して、当面の診療関係に必要性のない事項を自由に質問することは許されないことが自覚される必要があろう。

さらに付言すれば、A 医師の診察には妊娠確認診断をもとめて受診した通常の患者に対して、正確な情報を提供するとともに、喜びを分かち合うという人間的な姿勢が期待されるところであるが、専ら自己の関心にもとづく専門的な診断をしたいという自負が先行し、医療人が有すべき基本的な倫理観としての患者の尊厳への配慮が欠如しているのではないかと憂慮せざるを得ない。

5) 私達の結論と相手方病院に対する勧告

以上の検討にもとづき、

- ① 申立人の苦情は全体として支持できるものである。
- ② 相手方病院とA 医師は、今一度、申立人の苦情に対する自己点検を行い、申立人が抱いた精神的苦痛に対して真摯に謝罪すると共に、今後、他の患者に対しても同種の苦情を発生させないよう、産婦人科診

療のあり方に関する抜本的改善策を講じられたい。

なお、相手方病院においては、申立人の苦情にかかる設備改善などについては、既に改善策を検討し着手されていることが、本件調査時点においても確認されたことを、念のため付言しておく。

以 上